

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成29年1月1日～平成31年12月31日までの3年間

2. 内容

【目標1】 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

【対策】

- ・平成29年1月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・平成29年4月～ 制度に関する資料を作成し、従業員に配布

【目標2】 部署内で業務に臨み情報を共有することで、業務の分散及び効率化を図る。その結果として、「育児休業」を取得しやすくし、子どもを持つ従業員も働きやすい職場環境を構築することを目指す。

【対策】

- ・平成29年1月～ 部署内での業務内容の情報共有の場を設け、業務の効率化を図る。

【目標3】 育児休業を取得した従業員へインタビューを行い、仕事と子育ての両立に関する社内広報を行う。その結果として、その後も育児休業等を取得し易くする。

【対策】

- ・平成30年6月～ 育児休業取得者へインタビューを行い、社内へ広報する。